

第3回林業公社経営専門委員会議事録

平成25年9月6日

9:30～15:30

県庁議員会館会議室

1 開 会

【森林づくり推進課高橋企画幹】

只今から第3回目になりますけれども、林業公社経営専門検討委員会を開会したいと思います。

私、事務局を務めさせていただきます県の林務部森林づくり推進課の高橋でございます。

委員長に議長を引き継ぐ間、私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いします。

本日の委員会は、他県の調査結果、そして先日行いました第2回目の議論を踏まえまして、本県林業公社の存廃のメリット・デメリットのまとめ、そして今後の公社の方向性について議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それでは、始めに植木委員長様にご挨拶をお願いしたいと思います。

2 委員長あいさつ

【植木委員長】

皆様、朝早くから、どうもおはようございます。

いよいよこの検討委員会も終盤を迎えまして、委員会の方向性を今日は出していきたい、さらに公社の存廃の結果を踏まえて、今後の方向性、対策をある程度出していかなければ、単なる存廃の結果のみでは不十分だと思いますので、少しその辺の方向性を議論の中に加えていきたいと思っております。

今日は朝から夕方までの長丁場でございますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

出来るだけ、希望としては早い時間に繰り上げて終わらせることが出来ればと思っておりますので、ご協力の程お願いいたします。

【高橋企画幹】

ありがとうございました。

それでは、本日の日程でございますけれども、お手元の次第によりまして進めさせていただきますが、議事の(1)の林業公社のメリット・デメリットにつきましては、午前中かけてご議論頂きたいと思っております。そして昼食をはさみまして、(2)にございます、林業公社の今後の方向性についてご議論頂きたいということで、午後は1時から再開させていただきますのでよろしくお願いします。

また、事務局から大変申し訳ないのですが、森林づくり推進課長の前島でございますが午後別の会議がございまして、午後2時に退席させていただきますことをご了解いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは早速でございますが、ここから議事進行を植木委員長さんによろしくお願ひしたいと思います。

3 議事

(1) 長野県林業公社の存廃のメリット・デメリットについて

【植木委員長】

それでは検討に入りたいと思います。

この次第にありますように、まず一つ目は、長野県林業公社のメリット・デメリットについてということでございます。資料が1と2と3-1と3-2とあります。この辺を基に議論を進めていきたいと思いますが、まずは事務局の方からご説明頂けますか。

1つずついきましょうか、時間がたっぷりありますし、まずは資料1について議論したいと思いますので。

「林業公社存廃の他県の調査の結果について 資料1」

(事務局：稲村課長補説明)

【植木委員長】

ありがとうございます。

先程、資料ごとにと私申し上げましたが、長期見通しについては資料1も2も当然係わってくるところでございますので、これも併せてやってしまいませんか、資料2の説明を頂いた上で議論していくということで、お願いいたします。

「県と林業公社を連結で考えた場合の収支について 資料2」

(事務局：木次担当係長説明)

【植木委員長】

どうもありがとうございました。

今回のこの検討委員会の内容について、他県を調査して幾つの特徴があると思います。

1つは、我々検討委員が自ら視察に行って、全くの白紙の状態、要するにバイアスを掛けずに公平な視点で見てきたということがひとつにあるかと思ひます。その上に立って、色々と判断材料を我々自身で持ったということでございます。

それからもうひとつ大きいのは、連結試算を行ったということでございます。他県ではなかなか連結試算という発想がなかった。しかし県民負担を考えるならば見え隠れする部分、隠れて見えなくなりそうな部分というのは、県の負担が出てくる訳ですね。そういったところも含めて、やはり正確に把握する必要があるだろうということで、収支の面から損益の面から見てトータルでどうなんだということを検討したということになるかと思ひます。

さらに経営的な試算云々をやった訳で、定性的な試算を合わせて検討してきたということです。

なかなか長期予測は難しい部分があるのですが、しかしそれに係わってくるだろう要因というのは、やはり幾つかあって、その辺もできるだけ正確に捉えてこの議論に反映させていくというようなところだったと思います。そういう意味で私自身は、今回の検討委員会の議論の経緯というのは他県に比べるならば、自画自賛になるわけではないのですが、かなり正確な公平な見方で検討してきたのではないかと私自身は思っているところでございます。

それでは議論に入りたいと思いますが、この後、公社存廃のメリット・デメリットの論点整理を資料3のところで作る訳ですが、その前に今説明があった資料1、2に関して過不足部分、あるいは疑問点、そういったところを、まずきちんと整理しておきたいというように思っております。この辺の共通認識をとった上で長野県における公社の存廃のメリット・デメリットはどうなんだというところを議論していきたいと思っておりますので、この資料1、2ですね、合わせて何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

この辺は前回、第2回の専門委員会でも色々と議論したところを踏まえて、まとめて頂いたということですが、何かございませんか。

私の方から1点あるのですが、たいしたことではないのですが、4ページ目の事務負担についてというところで、ここでは廃止県の考え方ということでこのように載っております。

しかし書式に沿っていくなれば、存続県は結局ないんだということで書いてないのだけれども、ここは存続県として、例えば事務負担は発生しないならば発生しないというように明確にしておいた方がよろしいのではないのでしょうか。説明されれば当たり前で、分かるのですがきちんと明記しておくことが大事かというように思います。

今井委員さん、何かありませんか。どこからでもいいですよ。

【今井委員】

1 ページのところの調査結果のこういう考え方でまとめたというのがありますが、確かに前回のときにも県民負担という視点は大事であるというそれぞれの委員の共通認識ですが、必ずしも県民負担だけではなくて、やはり公社の存廃によって、その後の森林管理がどういう状況になっていくのかという、そのことも含めて他県の状況を見てきているので、後程、資料の中でも同じ県民負担の話が出てくるのですが、これだけということではないので、そこに加えておいて頂いた方がいいのかなと思います。

最初の委員会でも申し上げたと思うのですが、大事なことは森林の機能を、どう果たすかということが大事であって、そのための体制として公社なのか公社じゃなくてもいいのかということであって、まずは機能発揮ということが前提にあって、その受け皿として、組織体制のあり方がどうかということなので、そのところの位置付けというのがあるはずで、我々見てきているはずなので、それは入れておいて頂きたいと思っています。

【植木委員長】

おっしゃるとおりです。

事務局よろしく申し上げます。

【今井委員】

前回の委員会のときに資料を、5項目に括り直しましたが、この項目の中に、内容は全部綺麗に入りましたか。

【稲村課長補佐】

入れさせて頂きました。
落ちはないと思います。

【今井委員】

そういう意味では、恐縮ながら、この5項目というのは、やはり結果的に前回皆さんご議論頂いて、分けてみると、なから納得いく形で入ってきたのかなという思いがして、さらに論点になる項目が整理されてきているのかなという思いがしております。

【植木委員長】

確かに、前回のどうまとめるか難しいところだったのですが、結構綺麗にまとめて頂いたなというように思っております。
他にどうでしょうか。

【小川委員】

まず、資料の1が他県調査の結果なので、他県で聞いたことを今の5つの観点から整理はよいと思う。今後長野県の方から見てどうかということのご説明は今からあるわけですが、途中から資料2で長野県の負担がどうなるかを連結ベースの考え方を取り入れて計算して頂いているので、そのポイントのところでは他県がいつているものと、ちょっと試算の方向がパッと見ると直ぐ理解しづらいところがあるので、そこだけ、後でもいいのですが、そこだけ確認をしておきたいことがあるのですが。

まず資料1の2ページ目の下の方の<聞き取り事項>のところの①のマルの3つ目が、今後の金利上昇による公庫借入金の利息額増大のリスクを回避とあります。きっと廃止県他県の人というのには、短期的に見れば確かに、廃止すれば公社の借入れはなくなるのだから、それについて利息は見かけ上発生しようがないだろうという意味で、おっしゃっていると思いますが、一方さっき説明して頂いたのは、もう少し実態にあっている感じはします。

別に資金はあるわけで、そっちの方まで着眼して説明してくれたのだと思いますが、そういう理解でいいのか、そういう説明が、資料1で他県のもを載せるわけなので重要なところは、うちはどう考えたかを他県の考え方と違うところがあれば、それは明示する必要があると思うので、3のところにかなり出ていて、これは明示されているのかもしれませんが、そういうところが1つ。

資料1の3ページ目の【存続県の考え方1】の表の1-2の下の方の第2パラグラフ辺りで、存続県の考え方を集約して書いているだけの話ですけど、県営林に移行し運営する場合は事務負担が増大すると共に管理体制の構築が困難で決して得策であるとは言えない。

それともう1つ、資料1の5ページ目、【存続県の考え方3】の第1第2パラグラフで、存続県の考え方なのですが、適正な事業を推進するためには、長年に渡り経営森林の現状を把握しているプロパ

一職員の存在は大きい。県職員の場合は2～3年で人事異動があり、現地情報の引き継ぎまでは難しく、円滑な経営に支障を来す恐れがある。県によっては、一定のプロパー職員の確保は必要であり、今後の課題と位置付けて検討している。といているのですが、あくまでこれは存続県のある考え方であるのですが、資料2の5つまり、数字の試算には今は反映していない部分も、今後影響するかもしれない不確定要因の追加説明ではあるのですが。

数字に反映している資料2の人件費関係の部分が公社存続の場合の県職員の派遣を入れると公社存続の方が高くなるというっていましたよね。合ってますか。

【木次担当係長】

そうです。

【小川委員】

そうですね。

その試算とさっきの話とそれと資料2の5ページのプロパー職員の給与体制等のところを考えてみたときに、確かにこれはどっちに転ぶかよく分からないのですが、プロパー職員の人の年齢構成とか人数にも勿論よるのですが、他県の人言ったことを考えてみると、なんとなく県に移行の方が高くなるという感じもするので、その辺この後の資料でよく説明されているかどうか、今途中の話でよく確認してみたいなと思います。

しかも、数字には反映していないけれど、更なる改善のところでは少しプロパー職員の給与体系の低コスト化を見ると、県職の方との比較でどちらかというと低くて、しかも公社存続となると、プロパー職員の方の存在と意義が重要視されるからという観点がかかなり出てくるのだと思うけれど、プロパー職員の方の人数が増えてくるのも逆に必要になってくるとなると、その辺の検討が十分、質疑応答に耐えられるようになってきているかどうか、この後の資料とかで説明して頂ければと思います。

【植木委員長】

人件費の問題、結構これは大きくなりますよね。

考え方によってですけども。

【木次担当係長】

現状の試算ですと、県営林に移行した方が人件費は8億円少なくなるということになります。これはなぜかという、これは事務費も含まれていますけど、公社は37億で、県は55億としていますが、実は県が公社存続の場合、県からの派遣職員の人件費を26億負担しているものですから、合わせると63億になります。ですから63億と55億の比較になりますので、8億少なくなります。

これは何が違うかという、県営林に移行した場合、公社の副理事長とか事務局長などの人件費を若い県職員の人件費に置き換えて試算していますので、その差が大きくなっています。

【小川委員】

それなりの前提を明示すると誰もが瞬間的に分かるので、そんなところをアンタッチャブルでなく明示する必要がある。意味が少しやっとなりました。

【中村副委員長】

資料2の5ページ、今後の長期収支予測に与える要因別の試算というところで、今後公社が存続をしたとすれば更なる改善を検討する事項ということで、人件費の削減と不採算林の整理による経営規模の縮小の2項目が記載されておりますが、この他にもおそらく、書くかどうか別にして幾つか出てくるんだと思います。例えば資料2の2ページの事業収支のところでも話はあったのですが、公社存続の場合は管理費で事務所費も掛かるという話もあったのですが、事務所費についても場所を変えることによって賃貸料が安くなるとか、ということも長期65年間の間の中の支出の積み上げをすると、かなり大きなものになってくる可能性はあると思いますし、その他にも経営改善の中で、積み上げられるものも出てくると思います。

もう1つ、不確定要素のところ、公庫借入金の金利の上昇によって、これは本当に不確定要素なんですけれども、今後長期金利の上昇というのは起きる可能性というのは少なくないと考えております。60年という長期の中では、そういったことが資料に明示しておりますので、そういったことも十分報告の中には入れていく必要があると考えています。

【植木委員長】

ありがとうございます。

なかなか予測しがたい要因はたぶん色々あると思いますが、数字的にはなかなか正確には提案できないこともあるんですけども、とりあえずポイントとして、その辺もどこかに明確にしておく必要があるということですね。可能な限りでいいのだらうと思います。この後の論点整理に出てきますから、そういうところで色々確認しながらも、もうちょっと試算表を修正する余地はあるのかなという気はいたします。

【今井委員】

資料で2点、確認も含めてですが、資料2の5ページのところの、特別交付税の存続のところの37億というのは、これは去年までの資料だと、確か117億となっていたように記憶しているのだけけれども、それは資料見ると年数を20年に抑えているということによろしいですか。

【木次担当係長】

はい。そうです。117億は65年間続けて交付を受けた場合です。

【植木委員長】

ところで20年間という判断はどうしてですか。

【木次担当係長】

抑え目に見ても、まだ20年間は交付を受けられるだろうという前提での試算です。

【植木委員長】

たぶんもっと長く国は補償してくれるだろうと、20年低目に見たと。分かりませんけどね。

【前島課長】

全く確証がないものですから、ただ各県とも困っている重要な問題ですから、そう簡単に廃止にはならないだろうとは思いますが。

他県の存続している公社の状況見ても、存続するということは長野県と同じくらい平成 80 年くらいまで事業が継続されますので、そういう意味で、例えば試案の段階で全国の公社数が 20 年以内に激減することはないだろうと考え、決めようがなかったものですから固めというところを出してみたというところではあります。

【植木委員長】

公社の設立は国の旗振りで動いたというような性格があつて、国としても一定の責任がある訳ですよ。そうした場合に、今後ともある程度の責任を取って、それなりの交付税を出すということは普通に考えたら当たり前のことだというように思いますよね。

ただ、抑え目で 20 年間ということにしましたけれども、今後他県がどんどん廃止ということになれば分からないけれども、ただ抑え目で 20 年間は、ほぼ間違えないのではないかとこのところですね、判断難しいですけど。

【今井委員】

5 ページの金額を入れ込むと前のとこまでで、差額マイナス 7 となっているんですよ、これ 5 ページ入れ込むと、マイナス 28 ということでいいのですか。

【木次担当係長】

はい。

【植木委員長】

そのとおりになるよね。

【今井委員】

そういうことでいいんですね。その数字というのは入れないのかな。

【植木委員長】

どうします。

【木次担当係長】

全部まとめてしまっていますが、本当は 1 つずつ見ていくべきなのかなと思ってまして、この中でどれとどれが選択できると、幾らという見方をしてもら方がいいのかと思い、集計を 7 億と比較している形にはしていません。

【今井委員】

もう1点、4ページのところの参考欄の表のプラス、マイナスの使い方は、逆ではないですか。これおそらく県民負担が減るときにマイナスを使っていますが、費用が増えるか減るかではないですか。例えば参考の1行目の管理費の県営林マイナス2というのは、県営林の方が費用掛かるのではないですか、プラス2ではないですか。県民負担はマイナス2ですよ、でも費用が掛かるという点ではプラス2なので、マイナスの使い方がちょっと、あるときには費用が増えるか減るかです使っていて、あるときには県民負担が増えるか減るかです使っているから、まちまちになっていますね。

【植木委員長】

これはプラスで見ているんですよ。

【今井委員】

何かそこがよく分からない。

【植木委員長】

小川さんどうでしょうか。こういう書きっぷりなんだけど。

【木次担当係長】

とりあえず、支出に係わる部分なものですから、マイナスという表示にさせてもらっています。すみません。

【植木委員長】

支出ということだね。

【木次担当係長】

支出とか歳出の部分なので。

【小川委員】

確かにそこだけ見るとよく分かるけど、その直前の今後の収支は両方プラスですよ、プラスとプラス引いてマイナス7となっていて、マイナス7とマイナス7のつながりがあるのでしょうか、少しあれかもしれませんね、おっしゃるように。

【今井委員】

合計欄見ても分かりますよね、両方ともマイナスになっているのに差額がマイナスになっている。これはプラスですね、完全に。

県民負担という点で見ているからマイナスだよ、という解釈だけど、数字からいうと、全部逆であって、結果論でマイナスになるんだけど、プラマイ入れ替えて、そこを整理してもらえば。

【木次担当係長】

分かりました。

【植木委員長】

よろしくお願いします。

他にないでしょうか。

それでは、とりあえず資料 1、2 の他県の調査と連結による試算ですね、これについては一応、今の指摘を直して頂いてということになるろうかと思えます。

それでは、資料の 3-1、3-2 に移りますが、ちょっと休みますか、長丁場で長めに議論はせずに、細かく切って行って、10 分程、55 分まで休憩を取りましょう。

(休憩)

【植木委員長】

それでは再開したいと思います。

事務局の方から資料 3 の説明の方よろしくお願いします。

「長野県林業公社の存廃のメリット・デメリット等の論点整理 資料 3-1」

「長野県林業公社の存廃のメリット・デメリット 資料 3-2」

(事務局：稲村課長補佐説明)

【植木委員長】

ありがとうございます。

長野県の林業公社の存廃に関するメリット・デメリットということで一応まとめてみたということになります。

ちょっと気になるのは、資料の 3-2 のように、まとめてしまうと味気なくなるなど、味気なくなるといったら言い方が変なんですけど、こうした方が分かりやすいのですかね。

3-1 の方の、こうして丁寧に書いている方が、読み応えがあって、成る程なという納得いくのですが、3-2 のようなこういったまとめ方はどうしても必要になってくるのですか。

【稲村課長補佐】

どうしても必要だというわけではありませんけども。

【植木委員長】

ここでいっていることが十分にここに反映されたかと思うと、どうだろうなという気はしないでもないですね。その辺も含めて、1 から 5 項目なんですけれども、その項目の中に書かれていることが、その場所でのいいのかというようなことが、幾つか気になる点があるかなという気はしますけれども、委員の皆さんから何処からでも結構ですけれども、ご意見頂ければと思います。

【今井委員】

3-1の資料というのは、これまでの委員会の議論をある程度集約して、まとめて頂いていて、今後の結論に向けてのまとめの中で極めて重要なまとめに、整理になってくるのかなというところなので、かなりこの中に確認したり、ここはどうだったかなということが、かなりある。従って今日そこをある意味ではじっくりやらなければいけないと思っているのでまずはそのことを触れさせて頂いて、よろしいですか。

まず、その前段のところ、先程いった県民負担のことを極めて色濃く書いて頂いて議論してもいいのですが、先程申し上げたとおり、森林の機能をどう果たしていくのか、そのための組織体制がどうなのかということも、当然のことながら存廃の中で考えていることなので、県民負担は入れて頂いて強調していいのですが、これだけ強調し過ぎてしまうと、申し上げている森林の機能とそのための組織体制を入れて頂いた方がいいのかなというように思っています。まずは1点です。

【植木委員長】

先程も今井委員さんから指摘があって、県民負担と強調されているのだけれども、やはり先程と同じように、森林の機能をどう維持していくのか、あるいは更にどうやって高めていくのかというところの視点も大事ですよというのが当然出てくる、それに伴う組織体制どうするのだということは、やはりセットで考えなければいけない問題ですので、ここはやはり追加的に修正してもらえればと思います。

【今井委員】

1番目のところに入ってよろしいですか。(P1.1-1)

最初に連結ということの、どうなのかというのをもう一度、我々自身も確認しなければいけないのですが、ここでは例えば、人件費のことを書いてあるのだけれども、なんとなくこの説明だと良く分からない気がするし、その下に懐を併せた試算とあってなんとなく、くだけた表現になっているのだけれども、これは小川さんの専門のところだけれども、要はこういう事ですよ、公社のみの収支で見るのではなくて、その県の負担しているものも併せて盛り込んで合算してみまじょうと、そういうことだと思うのだけれども。

【植木委員長】

そういうことでよろしいですね。

【今井委員】

その辺のことをきちんと表現した方がいい気がします。

【植木委員長】

事務局よろしいですか、連結の意味の説明ですね。

これは今回の委員会の特徴的なところでありますし、ここは正確に詳しく、ある程度説明した方がいいでしょうね。

【今井委員】

2 ページの 1-3 のところで、不確定な因子ということで書いて頂いているのは、先程の資料 2 の 5 ページに出てきた項目なんですよ、その内の額の大きいのも、特交と三セクの話が出ているのだけれども、先程の資料 2 の 5 ページのところでは、その他に先程、中村副委員長からご指摘があった借入金の利息の問題もあるし、消費税の問題等もあるんですけども、それが 1-4 や 1-7 に出てきているので、不明確な要因を列挙するなら、先程の資料 2 の 5 ページのところと併せてまとめた方が、話によく見える気がします。

【植木委員長】

事務局よろしいでしょうか、そういったところで、上手く、分かりやすくということですかね、やって頂ければと思います。

【今井委員】

それから、1-3 のところの後段の中で支援措置について、最大限活用できるよう国に要望していくとあるのですが、このところもそういう話も出てきているのだけれども、私はですよ、国に対する要望ということについて、具体的にどういう点を今後、存廃に関わらず要望していくのかということがもう少しここでも詰めて、事務方とか林業公社の方々の方が切実に感じていると思うので、どういう項目かということをもっと少し細かに入れ込んだ方がいいのかなという思いはしています。

【植木委員長】

この中でも要望のようなものは書いてあるのですよね。あるいは希望みたいなものが、こうすべきだというのが。それで、この書きっぷりどうするかは、ちょっと難しいと思っているのですが、午後に議論する公社の今後の方向性についての中で、たぶん色々今後こういうことが必要であるとか、具体的な要望としてはこういうことであるとかということが、たぶん提言として含まれてくるのですよね。そうした場合に、この部分はそこを見越して頭だ的に言っておく程度でいいのか、そういうニュアンスをここで織り込んでおいて、最後の方で午後に議論する今後の方向性の中で具体的な提案として、こうですよと丁寧にいった方がいいのか、前もってここで入れてしまうかということですね。

その議論だと思うのですが、ただ私としては、むしろ提言は提言として具体的にすっきりとした形でまとめた方がいいと思うのですね。ですからここではなんとなくこういうことが要望としてあるよということを臭わせる程度でいいのではないかと思います。

【今井委員】

どちらにしろ、どういう項目を要望していくのか、前回のときも関東知事会がどうだとか、中部はどうだとか出てはいたと思うのですが、そこは委員長のご指摘どおり、最後のまとめでということですね。

【植木委員長】

他にどうでしょうか。

1は1でやった方がいいですね。

【小川委員】

確認で、2 ページ目の1-3のところに24億円という数字があるんですけど、これは前から話が出ていて、何処で、きるかによって難しいですし、長野県の場合はその辺のことも意識して取り上げているのは確かなのですが、ここでは長野県としても他県でいっているのではなく長野県としても三セク債を活用すると利息は24億円軽減できると断言している状況ですね。

1-4で触れているのでその辺のところから延長線上で、先程の金利上昇のところ結びつくのでしょうけど、なんとなくですが、24億円軽減できるかということは、10年償還の場合の全部入れた24億円ということですよ。でもそれだとたぶん1-2に結びついているのかなと思うのですが、全体像の資料とか見ていないのでわからないのですが、むしろ廃止した場合の方が、公庫借入れが増えるというのはそういう影響も出ているのだと思うのですが公庫借入れの場合、公庫借入れで廃止した場合、公社だと公庫からの借入れは金利ゼロの場合もあるのだけれど、県の場合はそうではないとかあって、しかも金利が上がる、下がる場合に残高の影響と金利の上昇の影響があるのだけれど、まずもって、残高が増えるのはいってみれば確実にだとすると、それでどういう影響があって、その上、金利が動くとどういう影響があって、なくて、つまり全体併せて24億の軽減というのがどうかというところが、報告の仕方は最後までどうなってもいいのですが、一回全部把握することが出来るのか出来ないのか、何かモヤモヤしている気がします。

24億軽減できるのは10年で償還した場合でいいのですか。でも、10年で償還すると、お金が足りなくなってしまうから、やはり県は借り入れなければならないということに結びついているからこういう議論になっていると思いますが、そういうことなんですか。

【稲村課長補佐】

廃止をして県営林に移行すると、それだけ更に借りなければならないという部分の話です。

【小川委員】

それが混ざってくるので、分からないのですが。

ただ、24億円軽減できるというところに光を当てると、これは10年償還するからということですよ。

【木次担当係長】

そうです。

【小川委員】

10年償還できるなら確かだけど、10年償還して、つまり追加借入れをしないなら、10年で償還するのはきつい事になるんですよ、県の財政としては、相当きつくなりますね。

それが、きついだけで済むならいいのですが、何処の範囲で決めるか確かに難しいのだけれど、また借りるとすれば、かなり紐付きなるのではないですか、幾ら借りるかは分からないのだけれど、でも24億円軽減できる、これはどちらかという廃止県がメリットを強調するために使った面がちょっ

とあると思うのですが。

【稲村課長補佐】

今、91億円という公庫から借り入れている金額を、三セク債活用して公庫に一括償還する場合、市中銀行から借りて、10年間で市中銀行に返済することになりますが、返済に充てる資金は年間約10億円となり、県予算に負担が生じることをどうのように考えるのかということだとは思いますが。

【小川委員】

今の数字は少なくともぜんぜん考慮していないということですか。下の方の1-4は、それとぜんぜん違う話で、51億になる話で、追加で10年償還はかなり償還が早くて、資金がきつくなるという話はとりあえず、ぜんぜん入ってはいないという理解ですか。

【稲村課長補佐】

三セク債の活用の部分と、この1-4に書いてある公庫からの新たな借入れ部分は内容的には違います。

【小川委員】

わかりました。その辺をどう扱うかということで。

【稲村課長補佐】

1-4の部分というのは、存続は存続、廃止は廃止で、今後事業に必要な資金を利用していくために必要な借入金はこれだけということです。

【小川委員】

今の流れはよく分かったし、それがよりよく分かるように、工夫があるのであれば書いてもらえばいいのですが、24億軽減できると断言できると県として書くということは、廃止県と同じような認識だったということですね。

【木次担当係長】

三セク債を活用すれば、軽減できます。

【小川委員】

でも、申し訳ない言い方になるけど極端な話、財政の負担を無視したならば、県借入れだけで存続をして、極端な話1年で返すというふざけた言い方すればできるじゃないですか。

三セク債を活用するというのはのだけれど、三セク債を活用することではなくて、県が10年で返すということですよ。三セク債の活用より、県が10年で返すということだと思いたうのですが。違いますか。

【木次担当係長】

三セク債という地方債にすることで、返済利息が安くなるというメリットがあるということです。

【小川委員】

そこで24億安くなってしまうのですか、でも10年というところも影響しているのではなくて、10年にせざるを得ないから結局短くなってしまって、三セク債を利用することで利息を安くする効果と、表示はいつでもいいけど気持ちよく分かるようにした方が出来れば気持ちいいなということで。そんなに影響ないのですか、そんなに重要ではないですか。

【木次担当係長】

三セク債でない場合で、県が償還するということですよ。

【小川委員】

例えば同じ10年で償還して三セク債で安くなるというのと、そうではない県の金利があったときにその差と三セク債を使うことのメリットは利率が安くなるというそこだったら、そこだけで比較、後は同じ条件にして比較することになるじゃないですか、その中に10年というものもあって、例えば30年で3%と10年で1%の比較をするのはおかしくなってしまうので、30年10年の差は関係ないところから出てくるから三セク債と。そのことなんですけれどね。あんまり影響ないのですか。

10年なら10年と比較して、金利差だけ利息を安くするという書きの方が。

【木次担当係長】

三セク債の通常のルールが10年償還です。

【小川委員】

だからそれを分かりやすく書くのであれば、実際とは違うけど三セク債を使わないときの金利差を10年分で掛算するとどうなるのか。

【木次担当係長】

今の試算は91億を償還する場合、三セク債を使わない場合は、今の公社の返済と同じ返済でやるという試算をしています。

【小川委員】

それはよく分かる。そっちの方が正しいですよ、事実としては。

今、三セク債を使うと利息を軽減できるという書き方をするとすれば、三セク債を使って利息を軽減できるのはなぜかという、金利が下がるからというご説明は正しいのだとすれば、差が出るのは金利の部分だけですよね。

【木次担当係長】

金利と償還期間が短くなっていますから、両方ですよ。

【小川委員】

事実としてはそうなんだけど、三セク債を使うと10年でないといけないのはそうなんだけど、何と
いったらいいのか、10年にするには県の負担が出るかもしれないけど、じゃあ事実とは違うけれど、三
セク債を使えないときの金利で、10年で償還したときの利息を出せば、同じ土俵になるではないです
か。そちらの方があっているのか、そうではないのかということなんですよ。

【植木委員長】

仮に現状の利息で、金利で10年償還したらどうなのかを比較して、その差がどうなんだということ
ですか。

【小川委員】

かえって分かりやすいかどうかは分からないのですが。

【中村副委員長】

小川先生がおっしゃるのは、見かけ事実はこうかもしれませんが、24億円より少ないのではないか
ということですよ、今のような二つを比較すれば、24億円と書けないのではないか、書かない方が
いいのではないか。

【行政改革課吉沢企画幹】

先程の資料2の要因別の試算の5ページの一番上のところに、三セク債の小川委員さんのおっしゃ
っていたことが出てくるのですが、今ご説明のあった支払利息は29億円から5億円になって24億円
軽減されると出てきますけれども、その下に一方、やはり10年間で期間短くやるので、その間の県の
財政負担は大きいと記載していますが。

資料3-1の文章だとうかがえないのではないかとことなのかなと思います。

【小川委員】

全くそのとおりです。どっちにどっちをしわ寄せするかなということなんだけど。

【吉沢企画幹】

その辺りは最終的なご報告に向けて、県の財政部門の考え方も確認した上で、記載をどういうよう
にしていくのかということ、十分に検討する必要があると思います。

【小川委員】

あんまり細かく書いてしまうと分かりづらくなるので、29億のところは何年で、今前提としている
のでと強調してもらって。

金額が24億は出ていて、金利の影響のところが出ているけど、10億円弱の返済が必要になり県の
財政負担が大きくなるという、出せないのは確かなんだけど、ここだけ数字が出ていないので、出す
のは難しいし出せなくてもいいとは思っただけけれど、まず一つだけやれば、支払利息29億というのは
何年で計算しているみたいなのは出すといいかもしれないですね。10年といわれて差が出ているのは、
見る人が見れば分かるところは出た方がいいのかなと思います。

【吉沢企画幹】

その辺りの記載の仕方を検討させて頂く余地があるかなというように私共思います。

【植木委員長】

では、よろしくお願ひします。
他にどうですか、1の部分で。

【中村副委員長】

1-4 なんですが、端的にこのようになるのですが、今後の借入金については結局事業展開の中で、新たに 24 億と 51 億の借入れが必要になるわけですが、この三行の文章からはうかがうことがなかなか難しいので、少し文章を補足した方がいいのではないかという感じはしますね。

【植木委員長】

ここも重要なポイントですよ。

【中村副委員長】

1-3 は過去の債務の話で、1-4 は今後の事業展開のために新たに借入れをしなければならぬ、全く別の話なので。

【植木委員長】

この辺の表現ももうちょっと、分かりやすくといったらあれだけど、金利によってずいぶん影響を受けることを、もうちょっと説明した方がいいのかというところですね。

他にどうでしょうか。

3 ページ目、1-7 なのですが、公社を廃止する場合の代物弁済なのですが、これは難しいのかな、仮に他県の事例で資産評価額を 15 億円となって、消費税は 1 億円となるのだけれど、これは長野県の場合についてというようには考えにくいのですか。そもそも評価するのが大変だということですか。

【稲村課長補佐】

基本的に評価自体が、出来ていないというのが一番問題なんですよ。

【植木委員長】

そうなんだね。他県とは山梨県ですか。

【稲村課長補佐】

これは、山梨県と愛知県です。
そこでやった評価を平均させて頂いています。
近い林を持っていますので。

【植木委員長】

2 県を平均している、そうか…
近くて、森林面積上もそんな。

【稲村課長補佐】

面積で平均しています。

【木次担当係長】

長期収支の中の木材収入の 625 億の中の主伐で得る収入と事業費の中で主伐に掛かる経費は、たぶん分かると思うので、公社に試算してもらいます。

【植木委員長】

できれば、我々長野県での試算の方がいいのだろうなという気はしますけれどね。

【木次担当係長】

検討します。

【植木委員長】

他にどうですか。

1 の部分の長期収支見通しについては、とりあえずこんなところですかね。またあったら後でお願いします。

それでは 2 の事務負担についてという、このところはどうでしょうか。3 ページの 2-1 から 2-3 まで、何かご意見ございませんか。

例えば、先程中村委員さんからもあったように、現在の事務所の賃貸があるじゃないですか、あれは具体的に今後の方向の提言として、例えば事務所費用を削減するために、別な県所有の建物の中に移管すべきというのが一つの考え方として出てくるのだろうと思うのですが、今の問題点として事務費の負担というのをどう見て、ここに書き込むことが出来るのか。

【稲村課長補佐】

今、先生が言われたものはどちらかというと管理上の人件費で、事務負担は廃止したときの場合に掛かる経費ということなので、廃止の場合しかないという形で書かれているものです。

【植木委員長】

廃止の場合ね、事務負担は、さっきの話にもあったようにこれは存続の場合には発生しないからということですね。

【稲村課長補佐】

ここでも先程、先生の言われたとおり、存続の場合には発生しないということを書いておいた方がいいのかなと思います。

【植木委員長】

どうですか事務負担について、とりあえずよろしいですか。
それでは次の3番目の森林管理体制について移りますか、4ページ目です。
ここで何かご意見、ご質問ございませんか。

【今井委員】

このところは、前回の委員会でも述べさせて頂いたと思うのですが、県営林ですよね、特にその中に県行造林という、ほとんど分収林と同じ形態のものがあるという中で、その県営林と公社の分収林との一体的な効率的な管理がどの程度できるのかなと、そのところが大事になってくると思います。3-5のところそういう意味では、先程ご説明ありましたが県全体での効率的な森林管理を進めるということなので、その辺のところ取りまとめる中では重要な視点になってくるのかと、現状の県営林の位置付けと公社の位置付けが大事だというように思います。

【植木委員長】

そうですね、県営林における県行造林、歴史的には先に公社の造林の方が早かったでしたか。

【稲村課長補佐】

先に県の県行造林の方が早いということは分収林制度が出来る前に、荒廃した県土を復旧していこうという観点から始まったのが県営林の県行造林です。分収林事業の方は、どちらかという、山を作っていくという拡大造林的な意味合いで作っていったということです。

【植木委員長】

ここちょっと難しい議論だと思うのですが、県の県行造林と公社の造林は見た目には同じようなもので、ところが県有林の持っている性格と公社が持っている性格の違いからするならば、どうなのかと一体管理が可能なのかどうかという議論は深めなければいけないですね、基本的に。

例えば県有林の場合における県行造林というのは、ある意味では最初の時期からある意図の下でやっていくのだろうし、県有林そのものが、模範林としての性格を強くおいているというところがあるのですね。そうした場合に、当初の公社が持っている性格付きからするならば、模範林としての性格よりもむしろ、所有者に代わって山作りをしていきますよと。それが最終的に収入の問題まで含めて考えるために、公社というものを設立してやってきたという経緯があるわけですよね。そうした場合に、性格付けをはっきりここでさせておかなければ、その辺の一体化というのを上手く納得できるような書きっぷりになるかどうかあるので、その点を入れるならば、この中で県有林の性格と公社の性格というものがどうなのだとすることを明確にしておく必要がある、その上で合体するなら、するのかどうかというね、議論をしなければならぬ難しい話だなという気がしますよね。

【今井委員】

最後の5番目の行政課題のところと同じような感じで、委員長のおっしゃるとおり、そのところの整理をしておかないと説明が出来ない。

一般県民にとって見れば、私みたいに全く森林が分からない者にとっては、県行造林と分収林は同じではないか、一緒にやればいいという単純な思いになりがちで、その辺のどうも私も素人なので、なかなか県の事務方の方でその辺のこれはこうで、これはこうなのだという話もなかなか出てきていない、整理されていない。

【植木委員長】

確かに、一般県民から見れば同じものだろうというような見方になってしまいますよね。そうすると一体管理というのは、普通に出てくる発想ですよ。

ただそう一筋縄ではいかないのだというところを、きちんと説明して。

【今井委員】

分かれているからいけないということではないと思いますので、劇的な変化もあるのだろうし、色々な状況があったので、これはこうだと、それはそのまま説明すればいいのだろうと思いますけど。

その辺の説明がないと、言葉として一体管理とか効率的な管理といっても、具体的にどういうことなのか掘り下げないと、言葉はいいですよ。

【植木委員長】

この辺の書きっぷりをもうちょっと、それぞれの性格付けをしてもらえませんか。たぶんこの一体化の議論とはまた別の話になってきて、単純ではないと思うのですよ。

もし県有林の県行造林と公社の造林を一体化するというのは、かなり大きな問題を含んでいるので、単純にここでの議論では収まりきれない、別な場で検討しなければならないくらい大きな話だと思っています。ですからそこまでは、今この段階では踏み込めないで、とりあえず性格付けをはっきりさせておいてくれと、それによって一体管理、先程言われたように、県全体での効率的な森林管理を進めるというところに、これは一文を残すのであれば、そこを明確にした上で、それぞれの独自性をもたせながら管理していくということが強調されてくるのではないですかとは思いますが、今のこの段階ではね。

それは県民の方にも分かりやすく、どう説明するのだということが、どうしても必要になってくるし、それぞれの両者の性格付けを明確にしておいてというところを、まずもってやっつけてもらえませんか。

県行造林と公社造林の一体化というのは、別なところの議論になるのではないかという話だと思うので、ちょっとその辺のメリハリをつけた文章にして欲しいなと思いますけど。

【今井委員】

委員長おっしゃるとおり、県営林の方もおそらく色々な課題があると思うので、前島課長もおっしゃったと思うのだけれども、それは勿論今回の委員会では触れないけれど、やはり県営林の方で課題があるとすれば、踏み込んでどうするのというところをやっていかないと、県営林の方の改革が進んでいかないと思うのですが。

必要であれば前島課長のいるときにしないと、また別の機会をとつてもいいのだけれども。

【前島課長】

それはそれで、重要な課題だとは思いますが。

【植木委員長】

そうですね。県営林問題ね。

今、今井委員からの提案として、今後の課題としてここでは触れないけれども、その辺を今後の県営林の改善のところは重要でしょうということですよ。

【石井企画幹】

3-5 の関係なんですけど、今の県営林と公社の話も勿論あるのですが、ここで記載させて頂いているのは、存続県で県営林の管理を公社に委託しているという話をお聞きさせて頂いて、先生方からそういうふうな公社を生かしていくという方向もあるのではないかとのご意見も頂いたので、それも含みの言い方になっている、ちょっと分かりにくい表現なんですけど。

【植木委員長】

そういうことですか。存続県の例として、公社に委託していくんですよ、実質舞台は公社なんですよね、そういう関係の下でやっていたというところの関係性。

【石井企画幹】

そういうところを見習うべきではないかというご意見を頂いていたものですから、ただ、今の整理は必要ですが、この意味はそういう意味です。

【植木委員長】

もうちょっと、ここは文章をまとめた方がいいと思いますが。

【中村副委員長】

3-3 で公社を廃止した場合ということで、一応収支予測で 13 名の人員が新たに必要になるという試算をされていまして、これは 13 名というのは、当然ながら何処に何名ということを検討しておられると思いますが、地方事務所に 10 名とか本庁に 3 名とかそんな感じですか。他なのかもしれませんが。

関連しているのですが、13 名というのが十分な数字なのか、あるいは 13 名でも本当は足りないのだけれどもといったニュアンスのところはいかがなんでしょうか。

【植木委員長】

どうですか、事務局。

【稲村課長補佐】

13 名は、基本的には公社が今やっている 14 名の事業が仮に県で行うことになった場合、13 名になりますということで、現地ではなくて本庁の話なんです。

【前島課長】

公社では現地の仕事は、いわゆる嘱託じゃなくて、賃金の中で事業費の中で、駐在員さん雇っていますので、計算上は現地の駐在員は事業費の中で雇うとしています。

【中村副委員長】

人件費には入っていない。

【前島課長】

13名は本庁の職員分ですね。

当然実際の配置としては、13のうち何人を、現地に張り付ける事になってくるかとは思いますが、今の試算ではそういうことです。

【吉沢企画幹】

3-3のところは、前段は廃止して引き継ぐ場合は、県営林と公社林を合わせて倍くらいになるので、必要な人員の確保が必要だということで増員が必要ではないかといわれているのですが、3段落目のなお以下のところは、公社を廃止して県で直営する場合は14人が13人で出来るという試算なので、8億円縮減できるとしています。前段の方でより多くの人員が必要だといいつつ、長期収支予測をすると直営の場合には8億円縮減できるというのは、一般的に見て分かりづらさがあるので検討が必要かと改めて考えております。

【植木委員長】

前後の話がかみ合っていないということですよ。

ちょっとこの辺、文書を煮つめてください。

【稲村課長補佐】

検討します。

【植木委員長】

他にどうでしょうか。森林管理体制について。

例えば、森林管理を行う上で、先程今井委員からもよく言われていましたが、機能を維持していくのだという話の中で、県有林そのものが見えてこないのではなんともいえないのですが、山を維持管理していくのは一緒だと、但し公社としての性格から企業的なセンスの基でやっていくのだというのは、ありましたか。

森林管理という話としては、その辺は一言、言っておいた方がいいのではないかという気はしますけれどね。また、後の議論で出てくるかもしれませんから、頭の中に入れておいて、その辺はどこかで。

【稲村課長補佐】

今、先生が言われたことは、基本的には4の経営改善のところと行政課題のところ、散らばって

しまっています。

【植木委員長】

森林管理の趣旨から考えれば、山の管理なんですと、その山の管理はどういうふうに影響をもたらすのかということだと思うので、この辺に入ってきて私はいいのではないかと思うのですが、流れとしては。

ちょっとご検討いただければ。

森林管理体制について、よろしいですか、とりあえず。

ちょうど、昼になりましたので、4、5は食事後ということで、よろしいでしょうか。

午前中はとりあえず、ここで中断させて頂きたいと思います。

(昼食休憩 12:00～13:00)

(午後の会議開始)

【植木委員長】

それでは、4の経営改善見通しについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

【今井委員】

経営改善プランの実施には公社も努力されている状況だとは思いますが、実績は決して高い数字とはいえないと思います。

それに対して、さらに2次プランは極めて高い目標が設定されていますよね。一生懸命努力されているということであれば、そういうことだろうと思うのですが、1次プランの実施状況を見たときに、2次のこの目標等が妥当なものなのかどうなのか、あるいは現在の目標に対して、いったいどうやって1次の実施状況を踏まえてやっていくのかということところは、大きなポイントだろうと思います。

それから、4-1の最後にあるとおり、その進捗の状況を管理して見ていかなければいけないという仕組みというのを、どういう仕組みでやるのですかということも話さなければいけない。4-1ではそんなところです。

【植木委員長】

事務局どうですか、第2次プランの数字目標が書いてありますが、これの根拠みたいなのは何かあるのですか。

かなり目標が高い、1次はこれだけで、2次については3倍以上だとか、見直しは2倍以上というのですが、どうですか、この辺は。

【稲村課長補佐】

分収率の見直しについては1次のプランの計画というのは、どちらかというと市町村の森林にこだわってやっているところがございまして、決して5年間のプランの計画は高くないという。

【植木委員長】

そうですか、1次の方は了解しやすいところか始めているのではないですか。

【稲村課長補佐】

そうですね、ただ、どこからやるにしても数量的にはだいぶ低いなど、ですから進捗を上げていくためにはある程度の量をこなさないと今後、いつまで経ってもという形になってしまいますので、2次ではもう少し体制をしっかりと、進捗を上げるために計画量を増やしてということで、上げさせてもらったのですが。

【植木委員長】

この資料として頂いた、このプランの中で、具体的な数字はどこかに載っているわけですか。

10ページから12ページにかけて載っているわけですね、そうすると利用間伐計画というならば、平成25年70ヘクタールで、29年度終わって、合計が700ヘクタール、それから、分収率の見直しでは、11ページですね、200件。

8ページには分収率の見直しの状況が書いてあって、平成20年から33市町村、23年から25年は市町村以外の団地ということでやっているのですね。63.6%

小島さんどうですか、公社として。

【林業公社 小島事務局長】

1次プランのときに係わったのですが、最初の3年間市町村からやるというのは、まずは契約者の方のご理解を頂くのは、まずは市町村がうんと言わないと無理だろうという中で、そこから始めました。

今後は団体有林を中心に進める計画です。

【植木委員長】

では、利用間伐が3倍というのはかなり難しいのではないですか。

【小島事務局長】

正直言ってきついです。

【植木委員長】

分収率はもともと前回低い数字だからということで、可能性はあると、その他団体のところで、今もやり始めているということですから、2倍以上というのはそれ程無理な数字ではない。

利用間伐の方がむしろ既に間伐が終わってしまって、どうなのかということですね。

率直に言ってどうなのですか、数値を今の実力からすると、山の状況からするならば、いいですか、1次プランの3倍以上と利用間伐。

【小島事務局長】

きついと、正直申し上げましたが、公社で作った計画なので、やらなければならないと思っています。

【植木委員長】

では頑張ってもらおうということで。

【今井委員】

今の実態を踏まえながらね。

【植木委員長】

進捗状況の管理というところで、どういう仕組みを考えたらいいかというところで、これも後の提言の中に含まれてくるのだろうけど、今、案があるならば。

【石井企画幹】

例えばなのですが、青森県にお邪魔したときに、あのころは廃止という選択を選ばれたのですが、その議論後、引き続き同じ委員さんに入って頂いて、1年ごとにチェックして頂いているというご紹介を頂いたりもして、そういうと事はまさに継続的な進捗管理になるのかと思います。1回で終わりということではなくて。

【植木委員長】

毎年毎年、チェックしていくというのはね。

それが今の人員で上手くカバーできるのかという問題もありますけれどね。

【今井委員】

ということは、第三者視点ということなんですね。

【石井企画幹】

そうです。

【植木委員長】

他にどうですか。4のところでは何かございませんか。

【今井委員】

3つくらいあるのですが。

4-2の後段のまたのところに、公社には自由度が高く、新たな方法を検討することも可能と思われる。とは、どういうことですか。新たな方法とはどんなことですか。事業発注に当たって。

【稲村課長補佐】

今、事業の発注方法というのは、基本的には随契か、あるいは指名競争をやっているのですが、県営林の場合には全て競争入札制度をとらないといけないのです。公社の場合だと入札という発注方法をとらなくて、委託管理という部分で事業体に管理委託をして、他の森林と合わせた形での施業が出

来るとか、そういうことも可能になってくるのかと、そういうことです。自分の林だけで考えるのではなくて、他の林も含めた中で、森林の施業をやって頂くという選択肢も取れるという、発注方法と
いか森林整備の施業の進め方の方法が幾通りか出来るという、そういうことです。

【植木委員長】

そうなる、ここは話が違いますよね。

新たな方法というのは、これは今、森林の隣接する林分とも一緒にやって団地化みたいな話のこと
ですよ、今言われたのは。

【稲村課長補佐】

そうですね。

【植木委員長】

そうすると、これは事業発注に当たってと書いているので。

【稲村課長補佐】

あと、プロポーザルで提案してもらおうという方法もあります。

【植木委員長】

プロポーザル方式ね、あるだろうといえるということですか。
岐阜県がプロポーザルやっていましたね。

【今井委員】

4-3の模範的活動とは、私はよく分からないのですが、どういうことですか。

【石井企画幹】

これは、前の3-2の中段からのところに。

【植木委員長】

J-VERとか、要するに公益性を重視した視点での模範的な山作りということですよ。

【石井企画幹】

震災復興というのは栄村の復興住宅の関係で、県営林から率先して木を出すという、そういうこと
を指しています。

【植木委員長】

公益性、公共性というところに、特に力点おいているという公社有林のひとつの模範的な活動とし
てやっているのだということですよ。

今井さんいいですか、模範林。

【今井委員】

はい。それと 4-7、これは具体的に何処の数字をもってこういつているのかなと。

【小川委員】

それに関連して、私もこうだと思える気もするけど、数字見るとそうじゃない気もして、今井さんのおっしゃるように、先程数字が出ているところを取り敢えずヒントにすると、マイナス7とかプラス7で、低コスト経営というふうに見ると人件費が大きく絡みますよね。

つまり低コスト経営、つまり存続した方が低コスト経営が可能で、その背後にある数字を見ると、有利不利で言えば、全体でマイナス7億が出ていて、そこの項目は4つくらいある中で、特に低コスト経営の流れは、人件費等になるのだけれど、先程から出ている人件費等はプラスになっていると思うし、しかも、ましてやプラスになっている理由の内訳分らないけど、独立した法人だからプラスになっているという、その組織体の高い部分というのがあって、なかなか丁寧に説明してもらっている我々としては、このまま素直にというのは、なかなか難しい。

【稲村課長補佐】

基本的に低コスト経営となると、管理費を縮減した経営となりますね。それと事業費自体の中にある、低コストの作業をやって、経費に減らすというのも中にはありますけれども、ここで言っているのは、どちらかというと管理費のことです。

先程、資料の2のところ、中村委員さんからもありましたけれども、その低コスト化という部分には、実際に資料2に掲げてあるもの以外にもまだ低コスト化できるのではないかとということで、事務所の話も出ましたけれども、その他にも人件費の部分で、給与体系を見直すというようなところは、単独の団体の方が可能ではないかと考えられます。

【今井委員】

この話は、ある意味ではこの委員会で検討して、最後のところに来て、じゃあ存続だねというところに入ってくる話であって、この段階で簡単にこの一行で、こう言われてしまうと、それだったら最初から独立した法人でやればいいのかという、乱暴な話になりかねないし、恐縮ながら私の分野でコスト経営といえば、売り上げも伸びていて、利益も伸びていて、上手く経営が回っていますよという状況のことをいうのであって、恐縮ながら林業公社の経営というのは分収林制度自体の色々な制約の中で、決して低コスト経営が続いている訳でも何でもありませんよ。むしろ、極めて厳しい中で、何とかどっちがいいのという存続のことをやろうとしているので、ちょっと短絡的な、なぜこれが入ってきたのかよく分からないのだけれども。

【植木委員長】

私もこれは読んでいて、違和感を感じたところです。

どうですか、これ削除していいのではないですか、4-7は。

【今井委員】

具体的に数字で示したら、どうなのかと言いたくなりますよね。

【吉沢企画幹】

今後の方向性の中で出てくることなのかもしれないですね。

資料2の変動要因のところ、お話をさせて頂いた、林業公社が今後さらに経営改善を行うのであれば、低コスト経営を行う余地があるのではないかという、趣旨はそういうことだと思います。そこは大事な部分ではあるので、お願いできればと思います。

【今井委員】

大事な部分であるのに、一行でさっと言われてしまうと、ちょっとまてよと。

【植木委員長】

この段階では、この4-7を削除ということにしておいて、議論は後の方で、出てくるでしょということですね。

【植木委員長】

他にどうですか。4番の経営改善見直しについて。

【中村副委員長】

確認なんですが、4-5で、F-POWERプロジェクトへの積極的な係わりを、今後持っていきたい、持っていければということだと思うのですが、具体的にはこの施設なり、プロジェクトに対して、公社有林の中から利用間伐したものを提供するとか、そういったことですか。

【稲村課長補佐】

そうです。

【植木委員長】

F-POWER プロジェクトは、今、県が思い切った判断で進めようとしている部分なんですよ、F-POWER プロジェクトの実際の稼働は平成27年ですから、まだ数年後になるわけなのですが、取り敢えず、50キロ圏内ですか、その中にはかなりの数の公社造林地があるということですよ、そこから出てくる利用材は、できるだけこのプロジェクトに乗っけて積極的に出していくと、それによって利用間伐率を上げていくということで、よろしいですね。

他にいかがでしょうか、何かございますか。

それでは、次の行政課題としての位置づけについてというのがあります。

これが最後ですね、7ページまでということになりますけれども、何処からでも結構です。

【今井委員】

この部分は、先程委員長が森林管理のところ、県営林と分収林の性格付けをはっきりというお話もあったことと関連して、やはりこのところは前から数字を確認させて頂いたりして申し上げてい

るのだけれども、ここでどうしても、まとめて欲しいのは、県全体として森林管理の体制がどうなっているのですよということが、ちょっと事務方の皆さんは専門的にやっていたらしゃるので、分かるのだと思うのだけれども、位置付けの中で分収林の話だとか、森林計画の話だとか、ここで言っている組み合わせ方式みたいな話も総体として、全体としてどうなの、というところのまとめが大事だと思います。

例えば5-1のところ、セーフティーネットという言葉があるけれども、これ本当にセーフティーネットなんだろうと思うのだけれど、ですから逆な質問すると、今、私有林で自分で管理している人が、後継者もないし、高齢化になってしまってどうすることも出来なくなってしまうけれども、どうしましょかね、という時にホローが出来るというのがセーフティーネットだと思いますが、今、それは恐縮ながら出来ますか、出来ませんか。高齢化して、自分も出来ませんと言った時に何処へお願いできるのですか。

【稲村課長補佐】

今、基本的な公社の経営としては、新しく造林地を契約して増やすという形というのは、今のところ考えられないと思います。

今、今井委員さんが言われたような、そういう場所があったとすれば、基本的には今進めています森林経営計画を作成するために団地化を進めておりますけれども、その団地の中に、こういった森林を取り込んで一緒に集約的に施業していこうという方法をとらざるを得ないのかなというふうに思います。

そうすると、基本的には森林組合等の事業体がこの部分を取り込む計画を立てて実施していく、そういう流れになるのかなと思います。

【今井委員】

その辺のことがよく分かるようにというか。

【稲村課長補佐】

たぶん前回も今井委員さんの方で、実際に公社がやっている分収林以外の私有林というのはどういうふうに管理していくのかと、全体の森林の管理の全容が見えないといわれる中で、ある程度5-2の方に書いたつもりだったのですが、まだ分かりにくいということがあるので、基本的には公社の分収林というのは、昔はそのセーフティーネット的な意味合いで管理してきたのが、これから増やしていくという形には今の段階ではないです。

それ以外の森林というのは、私有林以外の公有林の整備だとか、あるいは県がやっている県有林の整備だとかありますけれども、そういったものを差し引いたり、あと治山事業でやっている部分なんかも差し引いた中で、その残りの部分というのが基本的には森林経営計画をもって、県の方針として森林の管理を進めていこうとやっておりますので、そういうことをもう少し明確に書かさせて頂くのがいいかなと思っております。

【植木委員長】

ここでの困難性の高い地域というのは、どういう困難性を指しているのですか。そしてそのための

セーフティーネットの役割を持つとは。

【稲村課長補佐】

これは基本的には過去の話をしていて、困難性が高いというのは、そこを管理できないというそういう意味合いです。出来ない所有者に代わって公社が管理しています。

【高橋企画幹】

この表現が、過去との話が混同してしまっていますので、特に以降が混同されているので、表現を変えるようにします。

セーフティーネットというのは、あくまで過去の話であって、今後も公社をこのような形で民有林の困難性の高いところを引き取っていくという誤解を生む可能性もありますので、この辺は表現を変えさせて頂いて、むしろその部分は5-2の方で含みの中に入れて書いていきたいと思います。

【今井委員】

私が前から数字を確認しているとおり、3パーセントという数字のことで、分収林契約は、もうやらないことに現状なっているというところとの整合性を合わせるためには、森林経営計画での体制という総体の位置付けの中で、カバーが出来ているという施策体系の位置付けを大きく、しっかりと書いておかないと、その説明がどうしても出来ないのですよね、そこはしっかりと書き込まないと。共通認識を持たないといけないところだと思うのですが。

【植木委員長】

この辺もうちょっと文章を整理してください。
他にどうですか。

【今井委員】

5-4のところの後段のところにありますように、林業公社の改革については色々な方針が出てきて揺れ動いているということだと思うのですが、5-4の後段にあるとおり、短期間の中で、廃止になったり、戻ったりということではなくて、やはりある程度の方向付けをしたら、それに向けた継続的な取り組みが方向として必要ではないかということが、5-4の後段に書いてあるとおりに思っています。

【植木委員長】

そうですね、森林を相手にして短期的にコロコロ変わるというのは、森林に対しても無責任な経営なので、それはある程度、長期的視点で腰をすえてやるというのが、やはりいい山作りになってくるということなので、ここのところは、このような形できちんと位置付けておくべきでしょう。

他にどうですか。よろしいですか、こんなところですか。
ありがとうございます。

それでは、一応今まで出てきた中の修正点があったかと思いますが、また事務局の方でこの辺をチェックして、さらにいい内容にして頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 長野県林業公社の今後の方向性について

【植木委員長】

それでは、この後、長野県として存廃についてどうすべきか、というようところが、今日の最も重要な話でございまして、存続なのか廃止なのか、これまでの現地調査、議論を通じて、そして今日見た論点整理を踏まえてどうすべきか、というところで、これは全員一致の方向でいきたいと思うのですが、どうでしょうか、委員さん一人一人から存廃について、どう思うかと私はお聞きしたいと思っているのですが、ご意見を遠慮なく言って欲しいのですが、存続なら存続で、こうこう言う理由で、簡単でいいのですが、廃止なら廃止、これはこういう理由で廃止というようところが、いつて頂ければと思うのですが、中村委員さんどうですか。

【中村副委員長】

私は、現時点では存続の方向でいくべきではないかと考えていますが、あくまで現時点ですけど、理由としては林業公社はこれまで、第1次第2次の経営改善集中プランということでやられてきてはいるのですが、これ以外にも取り組むべき改善方策もあるということもありますし、それからここで長期収支は、公平な視点から、これは今まで話されてきたことですから繰り返しません、他県と異なるとして廃止の場合も管理はしていくのだということで、公平な検知で長期収支の見通しを試算した上で、多少なりとも存続の方が今の試算の上では上回っていると。また、試算に組み入れない、現状では組み入れていない不確定要因のところも入れれば、まだ差が拡大する余地が残されていると考えれば、公社という森林整備法人を活用して、長野県の森林管理をやっていくべきではないかということが、理由の根幹です。

【植木委員長】

ありがとうございます。
小川委員さんどうですか。

【小川委員】

なんとなく、ひとつだけ気になっているところがございまして、さっきからいっている人件費のところなのですが、個人的な意見ですが、人件費の単価を下げるとか要求は考えていないのですが、むしろ存続の時の重要なポイントとして、公社の専門的な機能を重視するという意味で当然、プロパーの人の構成とか、充実を図っていくためにということをしなければいけない気もしているのですが、その上でも、構成予測は分かりませんが存続の場合の人件費関係の管理費が高くなってしまいうところは、なんとなくしっくりきていなくて、ましてや人数を減らしつつも高くなってしまいうところは、何かどうしてもおかしいなと思います。そのところに公社の別人格としての何かあるのであれば、別にそんなのは、その人はどこかで報酬をもらう必要はありますが、機能として公社にずっといて、そこからということではないだろうし、全部で5個集約すれば4個くらいしかない3の中の金額の大きい、特に管理費の中では一番大きいところが、プロパーを一層充実するという条件になっている

というのであればまだしも、そうでもない様な感じで、公社存続の方が結果としては、損益収支にはよくないなというところ、本当にこれなのか再検討して、数字が直るという意味ではなくて。

なんとなく、他県のメリット・デメリットでも私も思い込んでいたところもあって、さっきの文章のところもあったのですが、公社存続の方がこの辺の管理費は減るのだと思うのですが、なんとなく勝手に思い込んでいて、文章もそれでいいのか確認したのだけれども。

報告のところでも、勿論今後の改善点とか提言のところもあるのですが、今の現状を踏まえて意見を言うとなったときの、その存続となったときに、本当に存続は腫れ物に触るように、何もその条件が無く、今後の改善と提言ではない、もうちょっと強い意味で、いくらなんでもこれをした方がいいという項目が残っていないでのシミュレーションならいいのだけれども、批判めいたような状況が中にあるなら、無いということを教えてくれればいいだけかもしれませんが、そういうような気がします。

存廃については、それはそれで、その数字が問題ないということで、存続の方がいいと私は思います。

【植木委員長】

色々まだ詰めなければならない部分もあるんだけどということですね。

今井委員さんどうですか。

【今井委員】

その前に、事務方に確認したいことがあるのですが、これまで公社等を廃止したことによって、何か業務を県の方に移管した例は何かありますか。

今までやっていたことを止めてしまったということはあるのでしょうか。

【吉沢企画幹】

業務を止めて団体が廃止になった例はありますけれども、廃止した場合、その業務を県で全面的に実施する形になったものは、無いと思います。ただ下水道公社のように公社の業務は残しつつ、そのうち集約して県で実施した方が合理的だと思われるものについて、直営化を図っている部分というのはあります。ただ下水道公社は廃止しておりませんので。

【今井委員】

あるいは土地公社みたいに、やめてしまったよという。

【吉沢企画幹】

土地開発公社も業務機能は残っています。

【今井委員】

分収林をやめてしまう話ならともかくとして、継続してそれは何らかの形でやらなければならないという状況の中では、私も今日までの中で、やはり公社の体制でやっていくのがベターなのかなという思いを強くしているところです。

特にここまで取りまとめてきたように、5つの視点からやってきていますが、やはりそれぞれの中にそれらの要因が含まれていると思っています。但し、今後については私は、ポイントが3点あって、一つは存続の場合にも公社が今後、経営改善プランをどのように実行性のあるものに推進していくのかと、そのプランの進捗というのが極めて重要なポイントになると思っているのが1点。

2点目は、県の森林管理ということの中で、県営林と公社の分収林を、どれくらい一体的に管理できるのか、人的なことも含めて、それもポイントだと思います。

それからもう一つは、なんといっても、これは大きく国への要望とか絡んでくるのだと思うのですが、分収林制度そのものが極めて経済的にはなかなか難しい状況になってきている中で、今後はどうするのですかということも引き続き課題として認識して考えていかないと、途中でやめる訳にもいかない状況にある中で今後、分収林制度自体がどうなっていくのかということも注意していかねばならないと思っています。

【植木委員長】

私の考えですけれども、私自身もこれまでの現地検討、色んな議論を通じて基本的には、存続でしようというような気持ちを強く持っております。

逆に廃止したらどうなるのというと、県有林への移管ということになりますと、結局は県営林の問題として色んな問題が浮かび上がってきそうなんです。というのは一つは管理上の問題として、今まで個別林家さんの管理していた、それはプロパーの人がきちんとそれを見ながらやっていた部分が県有林の中の一職員の下でやった場合に、その体制が従来どおり維持できるのかどうかというのが、何処まで責任を持てるのかということがあるんですね、これは公社であることが、この辺は十分に議論していないのですが、所有者に対する責任問題というのを、実はもっともっと厳しく体制としてはとっていく必要があるのだと思うので、これが県有林に移行したからといってそれが決まっていけない方向にいくとは思っていない。特にある意味では改革という部分においては、公務員の改革という問題がいつも色々な面で、遅いとか不十分だと、いわゆるお手盛りの改革というのがよくよくある訳でして、公社という一つの組織体、事業体として厳しい第三者の目によってやることによって、改革というものは今以上に進めるような、進めていくべきだと思っているので、そうすることによって所有者の責任を果たしていくと、また一方で今後収入があるということを期待しながら、その所有者に対しての還元を少しでもやっていくという場合においては、やはり企業的感觉がどうしても必要となってくるだろうなということ強く思っております。

その辺の機能の問題と森林が持っている公益性という問題についても、企業的経営をしながら良くしていくというのは、実は最も重要なポイントになってくるわけですね。山を持っていること自体が単なる山を持っていることで収入が上がるということはありません。

ですから、きちんとした施業、経営をやることによっていい山を作り、そこから高い収入を得ていくのだという、これは日本では非常に遅れているのです。ヨーロッパとかに行くと経済性の問題と公共性の問題は、ほぼ一体的に求めていくというようなことがだいぶ進んでいます。この辺も県に任せるのではなくて、一つの企業体としてそこを追求していく、そういう意味での模範的なところにして欲しいと思っています。

そういう意味では、公社の方が色々な意味で改善し、そして山作りにとっては有利な方向に持っていけるのではないかと強く思っているところです。

県営林とは似たような性格を持っているのでしょけれど、しかしながらその内容を改善していくのだというは、これから色んなところで我々としては明確にしながら、厳しい経営改善を行っていつて、そしていい山作りと所有者に対しての十分な還元というようなことを考えて頂ければというふうに思っています。また、地元の人たちとの話し合いの中でも、公社に対する信頼度というのはそれなりにあったと思っています。やはり地元の人たちが公社の重要性を認識してくれているというのは、これは大事なことであって、それを県に移管しますよといっても果たして十分にそれが理解されるかどうか、それに対して理解を得るような大変な膨大なエネルギーが必要になってくるのではないだろうかということもありまして、そういったことも考えるのであれば、今の体制を維持しながら、何とかさらなる改善方向性を持ちながらやっていった方がいいのではないかというふうに、私自身は思っております。

色々今まで議論したので、大枠でこのように考えています。

そうしますと、今の委員さん方の意見を聞きますと、存続ということでこの委員会としては結論下したいということでしょうか。

はい。ありがとうございます。

この決を下したからこれで終わりではなくで、我々としては議論してきた中で、色んな課題があるのですよということなのです。やはり委員会の責任としては、今後の改善すべき方向性をそれなりに出しておく必要がある、それが委員会に課せられた責任だと思っております。従いまして一応、公社存続という判断は下させて頂きました。

それでは今では、生温い、あるいはこうしなければいけない、ここのところは必ずやって欲しい、色んな角度から我々は提案というか課題を明確にしていきたいというふうに思っています。ただ、この辺の議論はあまり深くやっていませんで、メリット・デメリット中心にやっていたので、ですから深い議論はやっていませんけれども、必要な課題は出して、この課題はどうするか別などでの議論になろうかと私は思っておりますが、取り敢えず、我々としては、存続、そのための課題はこうですよということをおる程度明確にして、知事への報告というようにしていきたいと思っております。

そんなところでよろしいですか。

それでは、少し公社というところの存続ということで、具体的にどういうところを課題として我々は考えるかというところを、色々言って頂きたいのですが、例えば今日議論した資料3-1の論点整理がありまして、ここでは1から5項目に渡って詳しく議論してきたところですが、進め方として、長期収支見通しについてとか、項目ごとにやった方がやりやすいですかね。

そのようにさせて頂きます。

資料の3-1を参考にしながら、まず、1つ目として長期収支見通しについてというところでどういう課題があるか、ある意味思いつくところで結構だと思うので、それを挙げて頂いて、またこれは事務局の方で整理してもらってということになります。たぶん今日課題の整理ということになって、委員さんからそれぞれ言ってもらうのですが、たぶん今日直ぐに出てこないアイデアもあるかと思えます。ですから、ある意味では今日は出せる部分は出して、その後、各委員さんから事務局に対してこういう点もあるよと、こうすべきだという意見は、また別にメールでもいいですから事務局の方に投げかけてもらう、そういったものも含めて、次回の委員会で課題の整理を含めたところまで、事務局から提案しえもらうというようなところでいきたいと思っておりますので、今日出せる部分では

どういう課題があるかということをお委員さんから提案して頂ければとありがたいと思うのですが。

【小川委員】

それが読み取れるかどうか、その点を検討してくださいということなんですが、今の資料の1ページ目の数値に表せない様々な影響を総合的に評価とあって、その点をすごく重視しているので、それは当然重視するのだけれど、今委員長がおっしゃったように、プロパーの職員さんが公社にいるというのは、公社存続の場合すごい意義だと思って、それは現地調査の印象とか公社への信頼度というのはそのとおりだと思うけれど、これが報告書ではないにしても、これが土台となって、勿論そこが大事で、数値には表せない様々な影響をしっかりと評価するといっているのに比例して、数字というのは損益とか出ているので、目立って反映されるのは分かるのだけれど、一方5個の項目にちゃんと書いてあって、3-5にちょっと暗いプロパー職員の現場指導能力等をフルに活用ぐらいい書いてあるんですけど、他にちゃんとプロパー職員の良さというのを委員会としてはしっかりと持っているのであれば、それくらいの変な言い方すれば行数というのか、一方で公社存続の方が人件費が高いよといっているのもある程度消すかくらいの、数値に表せない影響というのも、実際現場で我々は感じてきている訳で、印象的に過大に評価しなくてもいいのですが、ちゃんとそれぞれの数値に表せない様々な影響というのも加味して結論出すとして、それがちゃんとあるというのが分かるようになっているかどうか、今の例はプロパー職員の例なんですけど、また我々も見ますけれど事務の方も確認して頂きたいと思います。

【植木委員長】

結局ポイントになるのは、これは私が感じているところなのですが、長期収支の見通しというのは単に7億の差でしかなかったのですよ。ここで存続か廃止かという議論にはならないですね、結局定性的な議論の評価というのは随分してきたと思うのですが、そこをどう浮き彫りにするかということなんで、だから公社の方が有利なんですよということだと思っております。ですからそういう意味では、整理する場合には文章能力も必要かと思いますが、その辺を強調していきたい、定性的な部分あるいは、目に見えていないあるいは数値には表せない部分の評価をいかに出来るかが説得性を持つ報告書になるかどうかだと私は思っていますけれども。

【小川委員】

まさにそのとおりだと思います。今後の長期収支予測に与える要因別ところでも、更なる改善で人件費の削減があるのですが、ここを見るとプロパー職員の給与体系を見直し、低コスト化ということは、これもそういうことでもいいのか分からないのですが、実際にはこれは、そうではなくて、5人を2人に減らしてと、先程説明を受けた気がするのですが、別人格の組織的な人が減るだけであれば削減でいいと思うのだけれども、現職の現場のまさにプロパーがいいというところが、数値に表せないプラスだとすると、むしろ増やすとかだと当然なければいけない訳で、その辺の見直しをまたよろしくお願ひしたいと思っております。

【植木委員長】

それでは、1番目の長期収支見通しについてというところで、具体的に改善すべき点、あるいは逆

を言えば存続というところをさらに強調、プラスだよというところをメリハリつけた方がいいと思うのですね。ある程度、存続の有利性をさらに補完する様な意見でいいと思いますけれども、その辺を提言して意見を言ってくれればと思うのですが、どうでしょうか、何かないですか。

長期見通しのところは先程言った 7 億円の差が出てという話が骨格になっていて、ただそれを新たなコスト削減というようなことをやれば、さらにその差は大きくなりますよというようなところもあってもいいのかなと思いますけれども。

【中村副委員長】

長期収支見通しの改善と経営改善は、表裏一体なんだろうなと思います。

【植木委員長】

この辺を一緒に考えてやってみましょうか、1 番と 4 番ですね、経営改善。

【中村副委員長】

まずは、長野県の場合はまだ未着手だと思うのですが、試算の現地調査で厳格な査定をして頂いて、採算林と不採算林の区別を正確にやった上で、団地ごとに方向性とかどのように経営をしていくかということを考えていくというのが、これはなるべく早くやった方がいいと思うのですが、面積が大きいので多少の時間は掛かるとは思いますが、ひとつ重要なポイントではないかと思えます。

【植木委員長】

そうですね。先程も質問したのですが、他県の資産評価を使わずに、自分たちが持っているということは、そもそも当たり前のことだと私は思っているのですが、その辺の資産評価をやる。それによって見えてくるものがある、その改善ですよ。

他にどうでしょうか。

【今井委員】

施業カルテの整備がどの程度出来ているか、細かくはよく分からないのだけれども、それは極めて重要なポイントですよ。

【植木委員長】

重要です。

施業カルテ、幾つかの県でやっているんですけど、長野県の公社の方は施業カルテみたいなものは持ってないですよ。

カルテですから、今後の対処方法というのが出てくると思うのですが、この林分についてこうであると、状況はこうであると、そうした場合に何が課題であると、そうすると今後こういうようにしなければならないというような方向性も踏まえたものがカルテとしては、私は必要条件だと思います、そういったものを作る必要があるであろうと、これは膨大な量ですから大変だと思うのですが、やらなければ経営改善に結びついていかないと思うのです。

施業カルテを作るということですね。

【今井委員】

GIS の利用は今はそんなにしていないですか。

【小島事務局長】

GIS の導入は、分収林の管理上、重要と考えています。

【植木委員長】

GIS は必要なツールですので、ここに色々な情報が入ってくるので、ぜひ GIS の取り組みをやっ
て欲しいな思います。

【今井委員】

経営改善も長期収支もそうですが、これまでどちらかという試算してきたような数字にとどまっ
てしまうのだけれど、やはり収支といえど何といても今後の収入をどう上げていくのか、支出をど
う削減していくのかということになるので、そういうことの新たな販路開拓を含めた、県有林のこ
とも絡んでやっていく必要がある。それから、そうだとするなら人件費の問題はあるけれども、職員体
制をどうしていくのか、今というような色々取り組まなければならない問題があるとすれば、それなり
の手間が必要なのでそのところも費用との絡みで考えなければいけない課題ですよ。

【植木委員長】

今議論しているうちにどれも係わってきて、1 番と 4 番という話ではなくてどこからでも係わっ
てきて全体として経営改善を進めるということになりますね。先程の 1 番 4 番というのを取り消しま
す。全体何処からでも結構だと思います。

色々議論してきた中で、これは大事だろうとこういう課題があるだろうということを明確にしま
らえらばと思います。

どうぞ遠慮なく意見を述べて頂ければと思います。

やはり人件費ですよ、この問題は結構大きくなって、県からの派遣職員が 4 名ですか。6 人で
すね。6 人も必要なのか、むしろプロパーを重視すべきだという気がしますね、県からの派遣職員は
2 人くらいにして、例えばその分の人件費はむしろプロパーに当てるだとか、あるいは県職員の給与
は高い、そこをもっともっと抑え込むには、今の体制の中で理事とか中心となるポストは必要なので
しょうけれど、しかしその人員整理というのでしょうか、そのところは、私は大きいと思います。
長い目で見ればかなりの差が出てくるのだらうと思いますので、ここにひとつメスを入れて欲しいな
と思います。

やはり大事なのは現場職員、特にこれから契約者との議論がもっともっと必要になってきますよ。
それが現場のカルテを作るだとか GIS を整備するとかなってくると、それから、プロパーの方の必
要性は今後益々増えてくるだろうなと思っています。

他にどうでしょうか。

【中村副委員長】

今井委員さんが先程見直しへの 3 つのポイントということで、一つ目として進捗管理が重要だというお話もありましたが、私も全く同感でして、今後、毎年毎年の公社の経営の中では、今、県立病院が独立行政法人になりまして、外部の方が入って経営をチェックしていると思うのですが、ああいっただ形の外部の視点を入れた経営のチェックが必要ではないかと、それによって1年1年ではなくて、定期的に3ヶ月に1度とか、そういった形の進捗チェックをしていくことによって、具体的な改善項目が実際に機能しているのかどうかということもより分かってくるのではないかとこのように思います。

【植木委員長】

外部チェック、第三者チェックですね。

【中村副委員長】

第三者チェックが必要ではないかと思います。

【植木委員長】

ここは大事なところで今、外の目というのはそれなりに的確に指導してもらえると、やはり内部だけでは難しい部分がたくさんあると思います。

その辺の強化は私もして欲しいと思いますね。

他にどうでしょうか。

先程、国への要請といいましたか、あれも大事ですよ。

国への要請、あるいは国が責任を持ってある程度、きちんと方向性を出してほしいということがあろうしその方向性もさておきながら、やはり支援ですよ。支援のあり方というの、国としてどう考えているのだというところも明確にしてもらいながら、当面やはり公社存続においての国のサポートの仕方、そここのところを常に言っていくべきだと思います。

本来の成り立ちからして国の責任は重要だと思います。

【今井委員】

そういう面では、委員会としてもどういう要望事項があるのかと入れたいと思うのだけれど、私は専門的でないので、何が必要なかが分からないけれど。

【植木委員長】

今回、課題を色々いってもらっているのだけれど、何処まで踏み込むか、何処まで具体的にやるかという話があって、私は多少抽象的でも課題の整理だと思うのですが、そこを出してもらって、勿論具体的にしておくべきことはすべき、例えば GIS の整理だとかはやるのですが、もうちょっと検討の余地があるところは幾つかあるので、今井委員さんがいった国への要望、具体的にどうするかというのは、これは慎重に考えなければならない。

そうすると、これはもう少し時間が欲しいなと思いますね。

そういう大きな課題は課題として出しておくのと、その具体性については検討すべき余地があるとい

うところがある。そして小課題というのは具体的にこれはやってくださいという、こうやるべきだというその辺の整理が必要だと思います。

これはともかく今出してもらって、事務局の方で持ち帰ってもらって、大課題、小課題を区別しながら、大課題としてまだ検討の余地がある部分は今後の課題として示しておくとか、新たな検討を立ち上げるかは分かりませんが、何処でやるか分かりませんが、それはそれとして課題として出しておく程度でいいのかなと思います。

今の国への要望というのは、今のところ国への要望ということで私はいいいと思います。

【今井委員】

各地で森林組合がしっかりやっているようだけれども、その森林組合と、県だとか、林業公社だとかのより一層の連携の余地というのはまだまだあるような気がするし、逆に森林組合のチェックというのは何処が入れているのですか。市町村が入れているということですか。

【中村副委員長】

県ではないですか。県ですね。

【稲村課長補佐】

県の信州の木振興課の担い手育成係が主管してまして、そちらの方で基本的には森林組合の指導、法律に基づく条例検査を定期的にやって指導しています。

【植木委員長】

森林組合との連携強化の場合に、具体的にどういうのがあるか調べなければいけないですね、今の実態がどうなのかがあったりするので、ここは、なかなか具体的にはいえませんが、森林組合が請負をする際の有力な事業体になるわけですね。ですからだいたいそうなりますね。

森林組合も最近は徐々に力量を高めていって、機械化も進めていってということですからそういう意味では、出来るだけコスト低減の収穫システムという問題も含めてやっていくということは重要な話だと思います。あと路網との関係ですね。

先程あったように、公社林とその周辺の一般民有林との連携も上手にやっていると、それは森林組合が果たしている地元の山林を管理しているという部分からも、その地域としての山林の管理経営というのは総合的にやっていかなければならないということになってきますよね。そうすると森林組合に位置付けはますます大きくなっていくとは思いますが。

そういったところも、少し別なところで詰めていく必要があると思います。

他にどうですか。

【小川委員】

不採算林について何度もご説明頂いているし、特に県営林になるとなかなか難しいということも踏まえて、定性的な面がある。集中改善実施プランにも書いてありますけれども、ぜひ具体的にどんどん進めていって頂くとともに、その後の施業の内容について考えて欲しいのですけれど。

ところで理解の整理なんですけれど、今例えば不採算林というのが分かって、不採算林を契約解除

しますよね、そうすると契約相手は4割とか貰えるとか、貰えなくなることを了解してもらおうとか。

【小島事務局長】

現状をよく説明して、ご理解頂いてから契約を解除します。

【小川委員】

今日の資料の中いつている不採算林というには、もうちょっと範囲が広がりますか。

【小島事務局長】

そうです。

【小川委員】

そうすると範囲が広がったときに、何かの都合で施業放棄といっても、元々施業できないところは関係ないと思うのですが、そうでないのは逆に不採算林になるか分からないのですが、不採算林の定義というのも評価に合わせてよく分からないし、大事なことだと思うけれど。

不採算林をそういうようにやって納得してもらおうと、今後はうちはそれに対する手数料は一切掛からなくなるということですね。

それと共に、損益面では、もし分かったらその掛かっている帳簿価格が落ちてしまうという。それでいいですね。

【木次担当係長】

それで、繰り上げ償還が伴います。

【小川委員】

そうですよね、繰り上げ償還というのは問題はあるけれども、一方で上手く本当に返せるものだったら繰り上げ償還して、金利負担もなくなるということですね。

ただ何しろ、明確に今まで資産になっていたものが費用に損金になるので、公益法人としての純資産プラスというところも、色々大事だよというところで。

やはり今後のものとしては、先程もお話あったように不採算林にも、色々種類があるので、だからこそ評価は重要になってくるのだろうけど。

不採算林の内容によっては、今後の施業放棄が当たり前で、施業なんかできないというのは関係ないのだけれど、そうではないもうちょっと広い範囲での不採算林とはどういうものかイメージつきづらけれど、分類があると思うので、分類してそれぞれについてどういう方向で行くか、そのときどういう影響があるかということも整理してもらえればと思います。

【植木委員長】

不採算林とするかどうかとは結構難しい話で、結果的には今は不採算林だけれども、将来路網が入って、そこの搬出が楽になると採算林に転化する場合もあるんですよね、ですから、これは路網、あるいは色々持っている設備との関係でどうするか、この判断をどうするか難しいですね。

難しいけれども、今の状態で全く将来的にも、路網が入ったところで無理なところは沢山あるんですよね。成長が全然遅くて、そういう明確なところは早めに、区別してもらった方がいいですね。ただそこで問題なのは、そういう山に対して施業放棄するのかと、森林が持っている機能をストップさせるのか、要するに整備することによって森林の機能は高まっていきますというようなことを前提に考えるならば、本当は施業放棄というのはしたくないのです。それでこの不採算林として返してしまった場合に、民間の人たちはやるかといったら、やらないんですね、だから公的な管理というのが、ここで登場してくる訳ですよ。

この整理をしておいた方がいいですね。

とりあえず施業カルテを作る必要もあるし、併せてどうしようもないところについての対策を、不採算林でもいいのですが、それをどうフォローしていくかという課題は当然出てくるとは思いますけど。

【木次担当係長】

施業地カルテというものと関係してしまっていて、今後不採算林をどう見るかというのと共に、施業地カルテを併せてみていく必要はあるので、その上で、本当にこれは駄目だと判断したものについては所有者と協議をして、今のまま山をお返しして、山の管理は地元の森林組合等と話しをして、経営計画に入れて貰えるか協議するなど、本当にその後の山の管理を誰が出来るのかまでしっかり約束しないと不採算林の整理は出来ないと思います。

【植木委員長】

他にどうでしょうか。

【吉沢企画幹】

先程、人件費の部分が大きいというお話が小川委員さんからもありました。一つには、やはりプロパー職員が継続して携わっていくことが大事だという視点から、単価の高い県職員の方をプロパー職員に代えて、見直していくということ。それから、今日の要因別の試算でも更なる改善を検討する事項の一つとしてシミュレーションさせて頂いてあるのですが、プロパー職員の方の給与体系自体が、民間と比べてどうなのかという点です。プロパー職員に切り替えた場合、その方がお勤めをされていくことになるので、その給与体系自体どうなのかという議論もプロパーと県派遣の部分はどうしていくのか検討することを合せまして、委員長おっしゃられた経営改善を図りながら低コストでやっていくという点では大事な部分かと思しますので、ご意見があればと思います。

【中村副委員長】

その件に関してなのですが、やはり今後プロパー職員採用という話も中長期的にはあろうかと思しますので、賃金体系、給与テーブルについては、優先課題としては結構高いのかなと思いますので、なるべく早く給与体系については見直しをしていった方が、最終的には収支改善の効果はトータルでは高まってくるとは思います。

【植木委員長】

他にどうでしょうか。

こういったことがまだあろうかと思いますが、思いついたところと言って頂ければ、持ち帰ってもらって事務局の方にもっていただければいいのだと思いますが、そういった改善によって先程削除した4-7ですよね。

独立した法人である林業公社で分収林を経営した方が低コスト経営が可能となる。というところに行くだろうと。

こういう改善策を具体的に講じることによって、低コスト経営へ一歩前進ですよということになるのかと。

どうですか、他に何か漏れているような、今の段階で結構なんですがありませんか。

それと、結果的には平成 88 年でしたか、終了時点で超過債務が残ってしまうんですよね。107 億ですか、あれをどう縮減するかというのが、こういった改善の中で限りなくゼロに近づけていくことになりますよね、出来ればもっと早い時期にそれが出来ればいいということになります。

そういったことも基本的に、最終的に 107 億残るという超過債務の部分も、結果的にはこういった改善の取り組みによって、それをゼロに近づける、あるいはもっと時期を早めることが出来るのだということ、文面中に一筆入れた方がいいと思いますけどね。

いつまで経っても 107 億残るという話ではない訳で、そのために改善をやる訳ですから、そういうようなことも必要と思います。

【稲村課長補佐】

今の 107 億円の話なのですが、確かに改善をして減らすということはやっていかなければいけないのですが、今の長期収支の試算でいくと、単年で生じてしまった収支赤字の積み重ねみたいな形で、107 億は生じます。

そうするとその年に契約を解除する清算をつけたときに、超過債務が出てしまったと、そういったものが毎年毎年積み重なっていくということ事態が今の公社の公益法人としての性格上、好ましくないとこの話になるわけですね。そうすると、本当は超過債務が出てしまったときの単年度の対策とこのことを考える必要があるのかなという課題が事務局サイドとしてあります。

【植木委員長】

単年度対策ですか。

【稲村課長補佐】

平成 48 年ごろから、本格的に木を伐り始めたときに、たまたまそういうのが出てしまったときにはやらなければいけないなど。そうすると、その部分で債権放棄が必要になるのか、あるいは補助金みたいな手当てでそれを減らしてもらおうのか、そういうようなことを考えなければいけないという経営上の問題があると思います。

【植木委員長】

その辺どういように捉えたらいいのか、事務局としては課題だなと思っているわけですね。

【小川委員】

例の会計基準みたいなのがあって、だんだん主伐の時期が近づいてくると、評価するときで、そこで前倒しで出るかもしれない、それは全く別だけれども、同じ話ではあります。

でも補助金でもらってしまったら、最後には清算で返す額が増えるだけですけど、とりあえずジャブジャブに瞬間になってしまうこともある。そこで瞬間に返す方法はないですね。変ですね。

公社が県に償還し終わるまでいいけど純資産が多くなる瞬間、逆に反動で出てしまうけどそうすると債権放棄ならちょうどいいけど、それで最後 107 億より多く返すということは出来るけど、ちょろちょろ債権放棄できるのかどうかというのはどうなのか。

債務超過の課題は、この話の中で必然的に必ず浮かび、今の公益法人の制度では出てくるから、そこに触れておいた方がいいですよ、対応しなければならないので。

【木次担当係長】

その辺は事務局に預けさせて頂いて、文章化したいと思います。

【植木委員長】

それから、この試算の中で交付税が 20 年間という話があったじゃないですか、20 年間試算しましたよね、あれだっけどうなるか分からないですよ。

これは国の問題なんですけれども、国の要望としてはっきりさせた方がいいですか、特別交付金を長期に渡って…そうするとどうなるか。それは社会情勢の中で変わってくるのかもしれないけれど。

【稲村課長補佐】

先程の話の中で、国への要請というよりも具体的な案件としてそれも入ってくる気がします。

【今井委員】

今の話に戻るのだけれども、収支というのは分収契約の一つ一つに、プラマイどうなのか分かるんですよ。

【稲村課長補佐】

団地ごとに、試算できます。

【今井委員】

収入がどれだけだから、そこでマイナスがどれくらい出ているというのが分かるわけですよ。それがずっと溜まってきているから今の話になるわけでしょ、それは施策としてやはり位置付けの中で埋めるのであれば埋めればいい。

農業公社は少し埋めたのですよね。そういうことだって林業公社も出来るわけでしょ。

【吉沢企画幹】

農業開発公社については、農地の利用集積の機能を公社以外に担うことができない中で、公社が公

益財団法人に移行するにあたり債務を解消する必要があったため、今回のケースとは性格が異なりますが、財政支援を行うこととしたものです。

【小川委員】

あんまりやるとチャポチャポになりますよ。

減損なんてものは見かけ上のものの概念が強いとすれば、急にお金を返せとってそうってしまったただけだから、貰ってしまったものを寄付金で返すしかないわけで、損金にして返しているわけですから、見かけ上そうすると 300 万維持できなくなるからとって入れてもらったのは、入れてもらう方法は補助金しかないとなると、補助金でもらって県に借入れをその分返すとかしないと、チャポチャポになります。

【今井委員】

今大事なところの気がするのだけれども、ここ分収制度そのものなんだけど。

【木次担当係長】

今、県からの貸付金は長期収支上ですと平成 47 年まで貸付を受けます。それ以降は全部木材収入で、経営していきますよという考え方なんですけど、今の木材価格ですと、どうしても返済の方が大きくなってしまいうので、赤字になっていってしまう、そこを貸付は 47 年しかないの、その貸付のベースの部分の補助金にしてもらうのか、そこで 58 億の利息の部分の債権放棄するのか、そういう方法でこの債務超過を防いでいくのかという一つの方法と 47 年より前に、もし債務超過になった場合には、また別の方法だと思いますけれども、今考えられる方法とすれば補助金か債権放棄かということで考えています。

【今井委員】

債権放棄ならチャポチャポにならなくて補助金だとチャポチャポなるというの。

【木次担当係長】

借入金の返済に係る分を補助金で、穴埋めするやり方です。
補助金は収入になるので資産にプラスします。

【植木委員長】

難しいもので、なんとも私も…

他に気がつくところはないですか。

今までの議論の中で、出てきた課題だと思うのですね、基本的にね。

また、後でもよろしいのでこの辺の課題があれば事務局の方に提案してください。それでまた次回で議論深めていきたいと思っておりますので、そのときにまた課題が出るかもしれません。

今日の議論はこんなところを、一つ目標としておりました。従いまして大きな結論が出たということです。それで今後の課題も含めて我々は提案していきますよということで、幾つか出してもらった

ということです。その辺を踏まえてまた事務局で、整理してもらって次回の検討会で少し詰めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) その他

【植木委員長】

その他ということで何かありましたでしょうか。

【稲村課長補佐】

その他ということで、次回の予定でございますけれども、9月17日になりますが、火曜日の午後の1時半から議会棟の402会議室でやりたいと思いますので、また通知を出させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

4 閉会

【植木委員長】

委員さんから何かありますか。

特にないですか。それではどうも今日は長い時間、ご議論いただきました。重大な決定もさせていただきました。

心から皆様には御礼申し上げます。ありがとうございました。

これにて第3回検討委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。